

保険業法等の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）	．．．．．	1
○ 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）	．．．．．	28
○ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）（抄）	．．．．．	29
○ 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）による改正後の保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）	．．．．．	29

○ 保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

目次

- 第一編 総則（第一条—第二条の二）
- 第二編 保険会社等
 - 第一章 通則（第三条—第八条の二）
 - 第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社
 - 第一節 保険業を営む株式会社の特例（第九条—第十七条の七）
 - 第二節 相互会社
 - 第一款 通則（第十八条—第二十一条）
 - 第二款 設立（第二十二条—第三十条の十五）
 - 第三款 社員の権利義務（第三十一条—第三十六条）
 - 第四款 機関
 - 第一目 社員総会（第三十七条—第四十一条）
 - 第二目 総代会（第四十二条—第五十条）
 - 第三目 社員総会及び総代会以外の機関の設置等（第五十一条—第五十三条の十二）
 - 第四目 取締役及び取締役会（第五十三条の十三—第五十三条の十六）
 - 第五目 会計参与（第五十三条の十七）
 - 第六目 監査役及び監査役会（第五十三条の十八—第五十三条の二十一）
 - 第七目 会計監査人（第五十三条の二十二・第五十三条の二十三）
 - 第八目 委員会及び執行役（第五十三条の二十四—第五十三条の三十二）
 - 第九目 役員等の損害賠償責任（第五十三条の三十三—第五十三条の三十七）
 - 第五款 相互会社の計算等
 - 第一目 会計の原則（第五十四条）
 - 第二目 計算書類等（第五十四条の二—第五十四条の十）
 - 第三目 基金利息の支払、基金の償却及び剰余金の分配（第五十五条—第五十五条の四）
 - 第四目 基金償却積立金及び損失てん補準備金（第五十六条—第五十九条）
 - 第六款 基金の募集（第六十条・第六十条の二）
 - 第七款 相互会社の社債を引き受ける者の募集（第六十一条—第六十一条の十）
 - 第八款 定款の変更（第六十二条）
 - 第九款 事業の譲渡等（第六十二条の二）

- 第十款 雑則（第六十三条―第六十七条の二）
- 第三節 組織変更
 - 第一款 株式会社から相互会社への組織変更（第六十八条―第八十四条の二）
 - 第二款 相互会社から株式会社への組織変更（第八十五条―第九十六条の十六）
- 第三章 業務（第九十七条―第一百五十五条の三）
- 第四章 子会社等（第一百六条―第八十条）
- 第五章 経理（第九十九条―第二百二十二条の二）
- 第六章 監督（第二百二十三条―第二百三十四条）
- 第七章 保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託
 - 第一節 保険契約の包括移転（第三百三十五条―第四百一条）
 - 第二節 事業の譲渡又は譲受け（第四百十二条・第四百十三条）
 - 第三節 業務及び財産の管理の委託（第四百十四条―第四百五十一条）
- 第八章 解散、合併、会社分割及び清算
 - 第一節 解散（第二百五十二条―第五百五十八条）
 - 第二節 合併
 - 第一款 通則（第五百九条）
 - 第二款 合併契約（第六十条―第六十五条）
 - 第三款 合併の手続
 - 第一目 消滅株式会社の手続（第六十五条の二―第六十五条の八）
 - 第二目 吸収合併存続株式会社の手続（第六十五条の九―第六十五条の十三）
 - 第三目 新設合併設立株式会社の手続（第六十五条の十四）
 - 第四目 消滅相互会社の手続（第六十五条の十五―第六十五条の十八）
 - 第五目 吸収合併存続相互会社の手続（第六十五条の十九―第六十五条の二十一）
 - 第六目 新設合併設立相互会社の手続（第六十五条の二十二）
 - 第七目 株式会社への合併に関する特則（第六十五条の二十三・第六十五条の二十四）
 - 第八目 合併後の公告等（第六十六条）
 - 第四款 合併の効力の発生等（第六十七条―第七十三条）
 - 第三節 会社分割（第七十三条の二―第七十三条の八）
 - 第四節 清算（第七十四条―第八十四条）
- 第九章 外国保険業者
 - 第一節 通則（第八十五条―第九十三条）

- 第二節 業務、経理等（第百九十三条の二―第百九十九条）
- 第三節 監督（第二百条―第二百七条）
- 第四節 保険業の廃止等（第二百八条―第二百十三条）
- 第五節 雑則（第二百十四条―第二百十八条）
- 第六節 特定法人に対する特則（第二百十九条―第二百四十条）
- 第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等
 - 第一節 契約条件の変更（第二百四十条の二―第二百四十条の十三）
 - 第二節 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等
 - 第一款 業務の停止、合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理（第二百四十一条）
 - 第二款 業務及び財産の管理（第二百四十二条―第二百四十九条の三）
 - 第三款 合併等における契約条件の変更（第二百五十条―第二百五十五条の五）
 - 第三節 合併等の実施の命令等（第二百五十六条―第二百五十八条）
 - 第四節 保険契約者保護機構の行う資金援助等
 - 第一款 保険契約者保護機構
 - 第一目 通則（第二百五十九条―第二百六十五条）
 - 第二目 会員（第二百六十五条の二―第二百六十五条の五）
 - 第三目 設立（第二百六十五条の六―第二百六十五条の十一）
 - 第四目 管理（第二百六十五条の十二―第二百六十五条の二十二）
 - 第五目 総会（第二百六十五条の二十三―第二百六十五条の二十七の五）
 - 第六目 業務（第二百六十五条の二十八―第二百六十五条の三十一）
 - 第七目 負担金（第二百六十五条の三十二―第二百六十五条の三十五）
 - 第八目 財務及び会計（第二百六十五条の三十六―第二百六十五条の四十四）
 - 第九目 監督（第二百六十五条の四十五―第二百六十五条の四十七）
 - 第十目 雑則（第二百六十五条の四十八）
 - 第二款 資金援助等
 - 第一目 資金援助の申込み等（第二百六十六条―第二百七十条の三）
 - 第二目 保険契約の承継（第二百七十条の三の二―第二百七十条の三の十四）
 - 第三目 保険契約の引受け（第二百七十条の四―第二百七十条の六の五）
 - 第四目 補償対象保険金の支払に係る資金援助（第二百七十条の六の六・第二百七十条の六の七）
 - 第三款 保険金請求権等の買取り（第二百七十条の六の八―第二百七十条の六の十）
 - 第四款 雑則（第二百七十条の七―第二百七十条の九）

- 第五節 雑則（第二百七十一条―第二百七十一条の二の三）
- 第十一章 株主
 - 第一節 通則（第二百七十一条の三―第二百七十一条の九）
 - 第二節 保険主要株主に係る特例
 - 第一款 通則（第二百七十一条の十・第二百七十一条の十一）
 - 第二款 監督（第二百七十一条の十二―第二百七十一条の十六）
 - 第三款 雑則（第二百七十一条の十七）
 - 第三節 保険持株会社に係る特例
 - 第一款 通則（第二百七十一条の十八―第二百七十一条の二十）
 - 第二款 業務及び子会社（第二百七十一条の二十一―第二百七十一条の二十二）
 - 第三款 経理（第二百七十一条の二十三―第二百七十一条の二十六）
 - 第四款 監督（第二百七十一条の二十七―第二百七十一条の三十）
 - 第五款 雑則（第二百七十一条の三十一）
- 第四節 雑則（第二百七十一条の三十二・第二百七十一条の三十三）
- 第十二章 少額短期保険業者の特例
 - 第一節 通則（第二百七十二條―第二百七十二條の十）
 - 第二節 業務等（第二百七十二條の十一―第二百七十二條の十四）
 - 第三節 経理（第二百七十二條の十五―第二百七十二條の十八）
 - 第四節 監督（第二百七十二條の十九―第二百七十二條の二十八）
 - 第五節 保険契約の包括移転等（第二百七十二條の二十九・第二百七十二條の三十）
 - 第六節 株主
 - 第一款 少額短期保険主要株主（第二百七十二條の三十一―第二百七十二條の三十四）
 - 第二款 少額短期保険持株会社（第二百七十二條の三十五―第二百七十二條の四十）
 - 第三款 雑則（第二百七十二條の四十一―第二百七十二條の四十三）
- 第十三章 雑則（第二百七十三條―第二百七十四條）
- 第三編 保険募集
 - 第一章 通則（第二百七十五條）
 - 第二章 保険募集人及び所属保険会社等
 - 第一節 保険募集人（第二百七十六條―第二百八十二條）
 - 第二節 所属保険会社等（第二百八十三條―第二百八十五條）
 - 第三章 保険仲立人（第二百八十六條―第二百九十三條）

第四章 業務（第二百九十四条―第三百一条の二）

第五章 監督（第三百二条―第三百八条）

第四編 指定紛争解決機関

第一章 通則（第三百八条の二―第三百八条の四）

第二章 業務（第三百八条の五―第三百八条の十七）

第三章 監督（第三百八条の十八―第三百八条の二十四）

第五編 雑則（第三百九条―第三百十四条）

第六編 罰則（第三百十五条―第三百三十九条）

附則

（定義）

第二条 （略）

2 11 （略）

12 この法律において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその若しくは二以上の子会社又は当該会社の若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

13 15 （略）

16 この法律において「保険持株会社」とは、保険会社を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）であつて、第二百七十一条の十八第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

17 この法律において「少額短期保険業」とは、保険業のうち、保険期間が二年以内の政令で定める期間以内であつて、保険金額が千万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険（政令で定めるものを除く。）のみの引受けを行う事業をいう。

18 この法律において「少額短期保険業者」とは、第二百七十二条第一項の登録を受けて少額短期保険業を行う者をいう。

19 この法律において「生命保険募集人」とは、生命保険会社（外国生命保険会社等を含む。以下この項において同じ。）の役員（代表権を有する役員並びに監査役及び監査委員会の委員（以下「監査委員」という。）を除く。以下この条において同じ。）若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）若しくはその者の役員若しくは使用人で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。

20 この法律において「損害保険募集人」とは、損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。次項において同じ。）の役員若しくは使用人、損害保険代理店又はその役員若しくは使用人をいう。

21 この法律において「損害保険代理店」とは、損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は

媒介を行う者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）で、その損害保険会社の役員又は使用人でないものをいう。

22 この法律において「少額短期保険募集人」とは、少額短期保険業者の役員若しくは使用人又は少額短期保険業者の委託を受けた者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）若しくはその者の役員若しくは使用人で、その少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。

23 この法律において「保険募集人」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人をいう。

24 この法律において「所属保険会社等」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社（外国保険会社等を含む。）又は少額短期保険業者をいう。

25 〓 42 （略）

（免許）

第三条 保険業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

2 〓 6 （略）

（特定関係者との間の取引等）

第百条の三 保険会社は、その特定関係者（当該保険会社の子会社、当該保険会社の保険主要株主、当該保険会社を子会社とする保険持株会社、当該保険持株会社の子会社（当該保険会社を除く。）その他の当該保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき内閣府令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、当該保険会社の取引の通常条件と著しく異なる条件で行う資産の売買その他の取引

二 当該特定関係者との間又は当該特定関係者の顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして内閣府令で定める取引又は行為

（保険会社の子会社の範囲等）

第百六条 保険会社は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 生命保険会社

二 損害保険会社

二の二 少額短期保険業者

三 銀行

四 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ロ 銀行専門関連業務及び証券専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等及び証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等及び証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等及び証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ハ 銀行専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ニ 証券専門関連業務及び信託専門関連業務のいずれも営むもの(イに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(証券子会社等及び信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有し、かつ、当該保険会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ホ 銀行専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びハに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該保険会社の銀行子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(銀行子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ヘ 証券専門関連業務を営むもの(イ、ロ及びニに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該保険会社の証券子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

ト 信託専門関連業務を営むもの(イ、ハ及びニに掲げるものを除く。) 当該会社の議決権について、当該保険会社の信託子会社等が合算して、当該保険会社又はその子会社(信託子会社等を除く。)が合算して保有する当該会社の議決権の数を超えて保有しているもの

十三 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社(当該会社の議決権を、当該保険会社又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの(次条第七項において「特定子会社」という。)以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。)

十四 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 保険会社又は前項第二号の二から第十一号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの
二 金融関連業務 保険業、銀行業、有価証券関連業務又は信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

- 三 銀行専門関連業務 専ら銀行業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
- 四 証券専門関連業務 専ら有価証券関連業務に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
- 五 信託専門関連業務 専ら信託業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの
- 六 銀行子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社
 - イ 銀行（長期信用銀行を含む。以下この号において同じ。）又は銀行業を営む外国の会社
 - ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社
 - ハ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である銀行の子会社のうち内閣府令で定めるもの
- 七 証券子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社
 - イ 証券専門会社、証券仲介専門会社又は有価証券関連業務を行う外国の会社
 - ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社
 - ハ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの
- 八 信託子会社等 保険会社の子会社である次に掲げる会社
 - イ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項（兼営の認可）の認可を受けて信託業務を営む銀行（以下この号において「信託兼営銀行」という。）
 - ロ 信託専門会社又は信託業を営む外国の会社
 - ハ イ又はロに掲げる会社を子会社とする前項第十四号に掲げる持株会社
 - ニ その他の会社であつて、当該保険会社の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社の子会社のうち内閣府令で定めるもの
- 三 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。
- 四 保険会社は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第十二号まで又は第十四号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる従属業務をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は保険業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該保険会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象保険会社等」という。）を子会社としようとするときは、第四百十二条、第四百六十七條第一項又は第四百七十三條の六第一項の規定により事業の譲受け、合併又は会社分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
- 五 前項の規定は、子会社対象保険会社等が、保険会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の内閣府令で定める事由により当該保険会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該保険会社は、その子会社となつた子会社対象保険会社等を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象保険会社等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

- 6 第四項の規定は、保険会社が、その子会社として第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象
保険会社等に限る。）に該当する子会社としようとするときについて準用する。
- 7 第一項第十二号又は第四項の場合において、会社が主として保険会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定め
るもの又は保険会社の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣が定める。

（届出事項）

第二百七十七条 保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出
なければならぬ。

- 一 保険業を開始したとき。
 - 二 第六十六条第一項第十二号又は第十三号に掲げる会社（同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければな
らないとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第四百四十二条、第六百六十七条第一項又は第七百七十三条の六第一項の
規定による認可を受けて事業の譲受け、合併又は会社分割をしようとする場合を除く。）。
 - 三 その子会社が子会社でなくなったとき（第四百四十二条又は第七百七十三条の六第一項の規定による認可を受けて事業の譲渡又は会
社分割をした場合を除く。）、又は第六十六条第四項に規定する子会社対象保険会社等に該当する子会社が当該子会社対象保険会社
等に該当しない子会社になったとき。
 - 四 資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき。
 - 五 他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき。
 - 六 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき。
 - 七 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなったとき。
 - 八 その他内閣府令（金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当すると
き。
- 2 第二条第十五項の規定は、前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなった保険会社の議決権について準用す
る。

（業務の停止等）

第二百三十二条 内閣総理大臣は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社
の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、措置を講
ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、
又はその必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の
供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）であつて、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によつて

必要があると認めるときにするものは、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならない。

(免許の取消し等)

- 第百三十三条 内閣総理大臣は、保険会社が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役、執行役、会計参与若しくは監査役の解任を命じ、又は第三条第一項の免許を取り消すことができる。
- 一 法令、法令に基づく内閣総理大臣の処分又は第四条第二項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。
 - 二 当該免許に付された条件に違反したとき。
 - 三 公益を害する行為をしたとき。

(保険契約の包括移転)

- 第百三十五条 保険会社は、この法律の定めるところに従い、他の保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）との契約により保険契約を当該他の保険会社（以下この節において「移転先会社」という。）に移転することができる。
- 2 保険契約の移転は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約（第百三十七条第一項の公告の時に既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める保険契約を除く。）の全部を包括してしなければならない。
 - 3 第一項の契約には、保険契約の移転とともにする保険会社の財産の移転に関する事項を定めなければならない。この場合においては、保険契約の移転をしようとする保険会社（以下この節において「移転会社」という。）は、同項の契約により移転するものとされる保険契約に係る保険契約者（以下この節において「移転対象契約者」という。）以外の当該移転会社の債権者の利益を保護するために必要と認められる財産を留保しなければならない。
 - 4 移転会社は、第一項の契約において、当該契約により移転するものとされる保険契約について、契約条項の軽微な変更で保険契約者の不利益とならないものを定めることができる。

(保険契約の移転の決議)

- 第百三十六条 前条第一項の保険契約の移転をするには、移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）において株主総会又は社員総会（総代会を設けているときは、総代会）（以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。）の決議を必要とする。
- 2 前項の場合には、会社法第三百九条第二項（株主総会の決議）に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。
 - 3 移転会社及び移転先会社は、第一項の決議をする場合には、会社法第二百九十九条第一項（株主総会の招集の通知）（第四十一条第一項及び第四十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知において、前条第一項の契約の要旨を示さなければならない。

ならない。

(保険契約の移転に係る書類の備置き等)

第三十六條の二 移転会社の取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)は、前條第一項の株主總會等の会日の二週間前から次條第二項の規定により同條第一項の公告に付記した期間の最終日まで、第三十五條第一項の契約に係る契約書その他の内閣府令で定める書類を各營業所又は各事務所に備え置かなければならない。

2 移転会社の株主又は保険契約者は、その營業時間又は事業時間内に限り、前項の書類の閲覧を求め、又は移転会社の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(保険契約の移転の公告及び異議申立て)

第三十七條 移転会社は、第三十六條第一項の決議をした日から二週間以内に、第三十五條第一項の契約の要旨並びに移転会社及び移転先会社の貸借対照表(外国保険会社等の場合にあつては、日本における保険業の貸借対照表)その他内閣府令で定める事項を公告しなければならない。

2 前項の公告には、移転対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を付記しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた移転対象契約者の数が移転対象契約者の総数の五分の一を超え、かつ、当該異議を述べた移転対象契約者の保険契約に係る債権(当該保険契約について、第一項の規定による公告の時に既に生じている保険金請求権等(第七條第五項に規定する保険金請求権等をいう。)がある場合には、当該保険金請求権等を除く。)の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が移転対象契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、保険契約の移転をしてはならない。

5 第二項の期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の前項の内閣府令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該移転対象契約者全員が当該保険契約の移転を承認したものとみなす。

(保険契約の締結の停止)

第三十八條 移転会社は、第三十六條第一項の決議があつた時から保険契約の移転をし、又はしないこととなつた時まで、その移転をしようとする保険契約と同種の保険契約を締結してはならない。

(保険契約の移転の認可)

第三十九條 保険契約の移転は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該保険契約の移転が、保険契約者等の保護に照らして、適当なものであること。
- 二 移転先会社が、当該保険契約の移転を受けた後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確實であること。

三 移転対象契約者以外の移転会社の債権者の利益を不当に害するおそれがないものであること。

(保険契約の移転の公告等)

第四百四十条 移転会社は、保険契約の移転後、遅滞なく、保険契約の移転をしたこと及び内閣府令で定める事項を公告しなければならない。保険契約の移転をしないこととなったときも、同様とする。

2 移転先会社は、保険契約の移転を受けたときは、当該保険契約の移転後三月以内に、当該保険契約の移転に係る保険契約者に対し、その旨（第三百三十五条第一項の契約において、当該保険契約の移転に係る保険契約について同条第四項に規定する軽微な変更を定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該軽微な変更の内容）を通知しなければならない。

3 移転会社が保険契約者に対して貸付金その他の債権を有しており、かつ、当該債権が第三百三十五条第一項の契約により保険契約とともに移転先会社に移転することとされている場合において、第一項前段の規定による公告が当該会社の公告方法として定める時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりされたときは、当該保険契約者に対して民法第四百六十七条（指名債権の譲渡の對抗要件）の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす。この場合においては、当該公告の日付をもって確定日付とする。

(事業の譲渡又は譲受けの認可)

第四百四十二条 保険会社を全部又は一部の当事者とする事業の譲渡又は譲受けは、内閣府令で定めるものを除き、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(業務及び財産の管理の委託)

第四百四十四条 保険会社は、この法律の定めるところに従い、他の保険会社（外国保険会社等（内閣府令で定めるものを除く。）を含む。以下この項において同じ。）との契約により当該他の保険会社（以下この節において「受託会社」という。）にその業務及び財産の管理の委託をすることができる。

2 前項の管理の委託をするには、当該管理の委託をする保険会社（以下この節において「委託会社」という。）及び受託会社（外国保険会社等を除く。）において株主総会等の決議を必要とする。

3 前項の場合には、会社法第三百九条第二項（株主総会の決議）に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

4 第三百三十六条第三項の規定は、第二項の決議をする場合について準用する。

(業務及び財産の管理の委託の認可)

第四百四十五条 前条第一項の管理の委託は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(略)

(公告及び登記)

第四百四十六條 委託会社は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、第四百四十四條第一項の契約（以下この節において「管理委託契約」という。）の要旨を公告し、かつ、当該管理の委託をした旨並びに受託会社の商号、名称又は氏名及びその本店若しくは主たる事務所又は日本における主たる店舗（第百八十七條第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。）を登記しなければならない。

2 (略)

3 第一項の登記の申請書には、商業登記法第十八條、第十九條（申請書の添付書面）及び第四十六條（添付書面の通則）（これらの規定を第六十七條において準用する場合を含む。）に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 管理委託契約に係る契約書
- 二 受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

(管理委託契約の変更又は解除)

第四百四十九條 管理委託契約に定めた事項の変更又は管理委託契約の解除をするには、委託会社及び受託会社（外国保険会社等を除く。）において株主総会等の決議を必要とする。

2・3 (略)

(解散の原因)

第五百五十二條 保険業を営む株式会社に対する会社法第四百七十一條（解散の事由）の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは、「第三号から第六号までに」とする。

2・3 (略)

(解散等の認可)

第五百五十三條 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 保険会社による認可の申請にあつては、当該決議に係る解散若しくは保険業の廃止又は当該合併が、当該保険会社の業務及び財産の状況に照らして、やむを得ないものであること。

二 当該決議に係る解散若しくは保険業の廃止又は当該合併が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

(合併の認可)

第百六十七条 保険会社等の合併（保険会社等が合併後存続する場合又は保険会社等を合併により設立する場合に限る。）は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該合併が、保険契約者等の保護に照らして、適当なものであること。
- 二 保険会社による認可の申請にあつては、当該合併が、保険会社相互の適正な競争関係を阻害するおそれのないものであること。
- 三 当該合併後存続する保険会社等又は当該合併により設立する保険会社等が、合併後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請が保険会社と少額短期保険業者との合併に係るものであるときは、合併後存続する会社又は合併により設立される会社が保険会社でなければ、同項の認可をしてはならない。

（保険業を営む株式会社の分割）

第百七十三条の二 保険業を営む株式会社（以下この節において「保険株式会社」という。）がその会社分割（以下この節において「分割」という。）によりその保険契約を承継させる場合においては、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約（第百七十三条の四第二項の公告の時に既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他の政令で定める保険契約を除く。）の全部を包括して承継させなければならない。

2 分割により保険契約を承継させる保険株式会社は、新設分割計画又は吸収分割契約（以下「分割計画等」という。）において、当該分割により承継させるものとする保険契約について、契約条項の軽微な変更で保険契約者の不利益とならないものを定めることができる。

（債権者の異議）

第百七十三条の四 保険株式会社が分割の当事者となる場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める保険株式会社に對し、分割について異議を述べることができる。

- 一 保険株式会社である吸収分割会社（吸収分割をする株式会社又は合同会社をいう。以下この条において同じ。）の保険契約者その他の債権者（会社法第七百八十九条第一項第二号（債権者の異議）に定める債権者であるものに限る。） 当該吸収分割会社から承継する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。以下同じ。）の保険契約者その他の債権者 当該吸収分割承継会社
- 二 保険株式会社である吸収分割承継会社（吸収分割会社がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該吸収分割会社から承継する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。以下同じ。）の保険契約者その他の債権者 当該吸収分割承継会社
- 三 保険株式会社である新設分割会社（新設分割をする株式会社又は合同会社をいう。以下この条において同じ。）の保険契約者その他の債権者（会社法第八百十條第一項第二号（債権者の異議）に定める債権者であるものに限る。） 当該新設分割会社

2 前項の場合には、同項各号に定める保険株式会社（以下この条において「分割当事会社」という。）は、次に掲げる事項を官報及び当該分割当事会社が定款で定めた公告方法により公告し、かつ、知れている債権者（会社法第七百八十九条第三項又は第八百十條

- 第三項の債権者に限る。)には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一月を下ることができない。
- 一 分割をする旨
 - 二 次のイ又はロに掲げる分割の区分に応じ、当該イ又はロに定める会社の商号及び住所
 - イ 吸収分割 吸収分割会社及び吸収分割承継会社
 - ロ 新設分割 新設分割会社及び新設分割により設立する株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社
 - 三 前号イ又はロに定める株式会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの
 - 四 分割当事会社の保険契約者その他の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
 - 五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 3 保険契約者その他の債権者が前項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該保険契約者その他の債権者は、当該分割について承認をしたものとみなす。
 - 4 保険契約者その他の債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、分割当事会社は、当該保険契約者その他の債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該保険契約者その他の債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該分割をしても当該保険契約者その他の債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
 - 5 前項の規定は、保険契約者その他保険契約に係る権利を有する者の当該権利（保険金請求権等を除く。）については、適用しない。
 - 6 第二項第四号の期間内に異議を述べた保険契約者（同項の規定による公告の時に既に保険金請求権等が生じている保険契約（当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。）に係る保険契約者を除く。以下この項及び次項において同じ。）の数が保険契約者（第一項の規定により異議を述べることができるものに限る。）の総数の五分の一を超え、かつ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権（保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が保険契約者（同項の規定により異議を述べることができるものに限る。）の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、分割は、その効力を有しない。
 - 7 前各項の規定によりされた分割は、前項の異議を述べた保険契約者及び保険契約者に係る保険契約に係る権利（保険金請求権等を除く。）を有する者についても、その効力を生ずる。
 - 8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 9 会社法第七百八十九条、第七百九十九条（債権者の異議）及び第八十条の規定は、第一項各号に定める保険株式会社については、適用しない。
 - 10 第一項に規定する場合における会社法第七百五十九条第二項及び第三項（株式会社）に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十一条第二項及び第三項（持分会社）に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）、第七百六十四条第二項及び第三項（株式会社）を設立する新設分割の効力の発生等）、第七百九十一条第一項第一号（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）、第八百一条第二項（吸収合併等）に関する書面等の備置き及び閲覧等）並びに第八百十一条第一項第一号（新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧

覽等)の規定の適用については、同法第七百五十九条第二項、第七百六十一条第二項、第七百六十四条第二項及び第七百六十六条第二項中「の規定により異議」とあるのは「又は保険業法第七百七十三条の四第一項の規定により異議」と、「」の各別の催告」とあるのは「」又は保険業法第七百七十三条の四第二項の各別の催告」と、同法第七百五十九条第二項及び第七百六十一条第二項中「第七百八十九条第二項の各別の催告」とあるのは「第七百八十九条第二項又は保険業法第七百七十三条の四第二項の各別の催告」と、同法第七百六十四条第二項及び第七百六十六条第二項中「第八百十条第二項の各別の催告」とあるのは「第八百十条第二項又は保険業法第七百七十三条の四第二項」と、同法第七百七十三条の四第二項の各別の催告」と、同法第七百五十九条第三項及び第七百六十一条第三項中「第七百八十九条第一項第二号」とあるのは「第七百八十九条第一項第二号又は保険業法第七百七十三条の四第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第七百八十九条第二項又は同法第七百七十三条の四第二項」と、同法第七百六十四条第三項及び第七百六十六条第三項中「第八百十条第一項第二号」とあるのは「第八百十条第一項第二号又は保険業法第七百七十三条の四第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第八百十条第二項又は同法第七百七十三条の四第二項」と、同法第七百九十一条第一項第一号、第八百一条第二項及び第八百十一条第一項第一号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」とする。

11 会社法第七百五十九条第二項及び第三項、第七百六十一条第二項及び第三項、第七百六十四条第二項及び第三項並びに第七百六十六条第二項及び第三項の規定は、保険契約に係る権利を有する者、第九十九条第三項に規定する保険金信託業務に係る金銭信託の受益者その他の政令で定める債権者については、適用しない。

(保険契約の締結の停止)

第七百七十三条の五 分割により保険契約を承継させる保険株式会社は、分割の決議があつた時から分割をし、又はしないこととなつた時まで、その分割により承継させようとする保険契約と同種の保険契約を締結してはならない。

(保険株式会社の分割の認可)

第七百七十三条の六 保険株式会社の分割は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 内閣総理大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該分割が、保険契約者等の保護に照らして、適当なものであること。

二 保険会社による認可の申請にあつては、当該分割が、保険会社相互の適正な競争関係を阻害するおそれのないものであること。

三 当該認可の申請をした保険株式会社が、分割後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請が保険会社の保険契約を承継させる分割に係るものであるときは、当該保険契約を承継する会社が保険会社でなければ、同項の認可をしてはならない。

(分割の公告等)

第七百七十三条の七 分割により保険契約を承継させる保険株式会社は、当該分割後、遅滞なく、当該分割により保険契約を承継させたこと及び内閣府令で定める事項を公告しなければならない。分割をしないこととなつたときも、同様とする。

2 分割により保険契約を承継した保険株式会社は、当該分割の日後三月以内に、当該分割による承継に係る保険契約者に対し、その旨（分割計画等において、当該分割による承継に係る保険契約について第百七十三条の二第二項に規定する軽微な変更を定めたときは、当該分割により保険契約を承継したこと及び当該軽微な変更の内容）を通知しなければならない。

3 分割により保険契約を承継させる保険株式会社が保険契約者に対して貸付金その他の債権を有しており、かつ、当該債権が分割計画等により保険契約を承継する保険株式会社に承継されることとされている場合において、第一項前段の規定による公告が時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりされたときは、当該保険契約者に対して民法第四百六十七条（指名債権の譲渡の對抗要件）の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該公告の日付をもって確定日付とする。

（免許）

第百八十五条 外国保険業者は、第三条第一項の規定にかかわらず、日本に支店等（外国保険業者の日本における支店、従たる事務所その他の事務所又は外国保険業者の委託を受けて当該外国保険業者の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。）を設けて内閣総理大臣の免許を受けた場合限り、当該免許に係る保険業を当該支店等において行うことができる。

256（略）

（免許の取消し等）

第百五条 内閣総理大臣は、外国保険会社等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該外国保険会社等の日本における業務の全部若しくは一部の停止若しくは日本における代表者の解任を命じ、又は第百八十五条第一項の免許を取り消すことができる。

一 法令（外国の法令を含む。）、法令に基づく内閣総理大臣の処分又は第百八十七条第三項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。

二 第百八十五条第一項の免許又は本国において受けている保険業に係る免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。第百九条第七号において同じ。）に付された条件に違反したとき。

三 公益を害する行為をしたとき。

（保険契約の包括移転に関する規定の準用）

第二百十条 第七章第一節の規定は、外国保険会社等の日本における保険契約の移転について準用する。この場合において、第百三十五条第三項中「債権者」とあるのは「第百八十五条第一項に規定する支店等に係る債権者」と、第百三十六條第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、第百三十六條の二第一項中「前条第一項の株主總會等の会日の二週間前」とあるのは「第百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）の作成日」と、「第百三十五

条第一項の契約に係る契約書」とあるのは「移転契約書」と、「各営業所又は各事務所」とあるのは「支店等」と、同条第二項中「移転会社の株主又は保険契約者」とあるのは「移転対象契約者」と、第百三十七条第一項中「第百三十六条第一項の決議」とあるのは「移転契約書の作成」と、第百三十八条中「第百三十六条第一項の決議があった時」とあるのは「移転契約書を作成した時」と、「締結してはならない」とあるのは「日本において締結してはならない」と、第百三十九条第二項第三号中「債権者」とあるのは「第百八十五条第一項に規定する支店等に係る債権者」と読み替えるものとする。

2 外国保険会社等が日本における保険契約の全部を移転したときは、その日本における保険業を廃止したものとみなす。この場合において、第百八十八条の規定は、適用しない。

(免許)

第百十九条 次の各号のいずれにも該当する法人（以下この節において「特定法人」という。）は、保険の引受けを行う当該特定法人の社員（以下「引受社員」という。）の日本における保険業に係る引受けの代理並びに当該日本における保険業に係る当該特定法人及びその引受社員の業務の代理をする者（以下この節において「総代理店」という。）を定め、引受社員が日本において保険業を行うことについて、内閣総理大臣の免許を受けることができる。

- 一 外国の特別の法令により設立された法人であること。
- 二 その社員である者が、外国の法令の特別の規定により、当該外国において保険業の免許（当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。）を受けないで、保険業を行うことが認められていること。

256 (略)

(免許の取消し等)

第百三十一条 内閣総理大臣は、免許特定法人又は引受社員が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、引受社員の日本における業務の全部若しくは一部の停止若しくは日本における代表者の解任を命じ、又は第百十九条第一項の免許を取り消すことができる。

- 一 法令（外国の法令を含む。）、法令に基づく内閣総理大臣の処分又は第百二十条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。
- 二 当該免許に付された条件に違反したとき。
- 三 公益を害する行為をしたとき。

(保険契約の移転における契約条件の変更)

第百五十条 保険会社等又は外国保険会社等は、次に掲げる場合に該当する場合には、第百三十五条第一項（第百二十条第一項及び第百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の契約において、第百三十五条第四項（第百二十条第一項及び第百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更のほか、当該契約により移転するものとされる保険契約（特定

契約を除く。)について保険金額の削減その他の契約条項の変更(当該軽微な変更、特定補償対象契約以外の補償対象契約(第七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約をいう。)について第三項第一号に規定する公告等の時以後に收受した保険料により積み立てるべき責任準備金を減額する変更及び特定補償対象契約について同号に規定する公告等の時以後に発生する解約返戻金その他これに類するものとして内閣府令・財務省令で定める給付金に關しこれら以外の当該特定補償対象契約に係る保険金その他の給付金に比して不利な内容を定める変更を除く。以下この款において「契約条件の変更」という。)を定めることができる。

一 第二百四十一条第一項の規定により保険契約の全部に係る保険契約の移転の協議を命ぜられた場合において、当該保険契約の移転をするとき。

二 被管理会社である場合において、第二百四十七条第二項の承認(同条第四項の変更の承認を含む。)を受けた同条第一項の計画に従って保険契約の全部又は一部に係る保険契約の移転をするとき。

三 第二百六十八条第一項又は第二百七十条第一項の内閣総理大臣の認定を受けた第二百六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社である場合において、同条第三項に規定する救済保険会社に対しその保険契約の全部に係る保険契約の移転をするとき(前二号に掲げる場合を除く。)

255 (略)

(保険契約の引受け)
第二百七十条の四 (略)

257 (略)

8 第一項の申込みに係る破綻^{たん}保険会社は、加入機構が第六項の規定による決定をしたときは、加入機構との保険契約の引受けに関する契約により、当該加入機構に対し、保険契約の全部又は一部に係る保険契約の移転をすることができる。

9 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第二百七十一条の二十二 保険持株会社は、次に掲げる会社以外の会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一 生命保険会社

二 損害保険会社

二の二 少額短期保険業者

三 銀行

四 長期信用銀行

四の二 資金移動専門会社

- 五 証券専門会社
 - 六 証券仲介専門会社
 - 七 信託専門会社
 - 八 保険業を行う外国の会社
 - 九 銀行業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）
 - 十 有価証券関連業を行う外国の会社（前二号に掲げる会社に該当するものを除く。）
 - 十一 信託業を営む外国の会社（前三号に掲げる会社に該当するものを除く。）
 - 十二 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該保険持株会社、その子会社（第一号、第二号及び第八号に掲げる者に限る。第五項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものを行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）
 - イ 保険会社又は第二号の二から前号までに掲げる会社の行う業務に従属する業務として内閣府令で定めるもの（第五項において「従属業務」という。）
 - ロ 第六条第二項第二号に掲げる金融関連業務
 - 十三 新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の総株主等の議決権に内閣府令で定める割合を乗じて得た数を超える議決権を、前号に掲げる会社で内閣府令で定めるものが保有しているものに限る。）
 - 十四 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で内閣府令で定めるもの（当該持株会社になることを予定している会社を営む。）
- 256 (略)

(業務の範囲)

- 第二百七十二条の十一 少額短期保険業者は、少額短期保険業及びこれに付随する業務を行うことができる。
- 2 少額短期保険業者は、前項の規定により行う業務のほか、他の業務を行うことができず。ただし、少額短期保険業に関連する業務として内閣府令で定める業務で、当該少額短期保険業者が少額短期保険業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 3 第二百七十二条第一項の登録の申請書に申請者が第一項の規定により行う業務以外の業務を行う旨の記載がある場合において、当該申請者がその登録を受けたときには、当該業務を行うことにつき前項ただし書の承認を受けたものとみなす。

(事業費等の償却等に関する規定の準用)

第二百七十二条の十八 第百十三条、第百十五条、第百十六条第一項及び第三項、第百七条並びに第百二十条から第百二十二条までの規定は少額短期保険業者について、第百十四条の規定は少額短期保険業者である株式会社について、それぞれ準用する。この場合

において、第一百六条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第二百一十一条第一項第一号中「内閣府令で定める保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて」とあるのは「保険料が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により算出されているかどうか、責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により」と読み替えるものとする。

(事業方法書等に定めた事項の変更命令)

第二百七十二条の二十四 内閣総理大臣は、少額短期保険業者が第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に定めた事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該少額短期保険業者に対し、期限を付して同号に掲げる書類に定めた事項の変更を命ずることができる。

一 保険料の算出方法が、保険金等割合（毎決算期において、その事業年度に保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金その他の給付金（これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）を、当該保険契約により收受した保険料として内閣府令で定めるもので除して得た割合をいう。）その他の収支の状況に照らして、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであると認められないとき。

2 責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであると認められないとき。
(略)

(登録の取消し等)

第二百七十二条の二十六 内閣総理大臣は、少額短期保険業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、期限を付して当該少額短期保険業者の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第二百七十二条第一項の登録を取り消すことができる。

一 第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十一号に該当したとき。

二 不正の手段により第二百七十二条第一項の登録を受けたとき。

三 小規模事業者でなくなつたとき、その他法令の規定に違反したとき。

四 法令に基づく内閣総理大臣の処分又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。

五 公益を害する行為をしたとき。

2 (略)

第二百七十二条の二十七 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の財産の状況が著しく悪化し、少額短期保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該少額短期保険業者の第二百七十二条第一項の登録を取り消すことができる。

(保険契約の包括移転に関する規定の準用)

第二百七十二条の二十九 第七章第一節の規定は、少額短期保険業者の保険契約の移転について準用する。この場合において、第三百三

第十五条第一項中「外国保険会社等」とあるのは、「外国保険会社等及び少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

(保険募集の制限)

第二百七十五条 次の各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行ってはならない。

一 次条の登録を受けた生命保険募集人 その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（生命保険募集人である銀行その他の政令で定める者（以下この条において「銀行等」という。）又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）

二 損害保険会社（外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。）の役員（代表権を有する役員並びに監査役及び監査委員を除く。以下この条、第二百八十三条及び第三百二条において同じ。）若しくは使用人又は次条の登録を受けた損害保険代理店若しくはその役員若しくは使用人 その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）

三 特定少額短期保険募集人（少額短期保険募集人のうち、第三条第五項第一号に掲げる保険その他内閣府令で定める保険のみに係る保険募集を行う者で、少額短期保険業者の委託を受けた者でないものをいう。以下同じ。）又は次条の登録を受けた少額短期保険募集人 その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介（少額短期保険募集人である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）

四 第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人又はその役員若しくは使用人 保険契約（外国保険会社等以外の外国保険業者が保険者となる保険契約については、政令で定めるものに限る。）の締結の媒介（保険仲立人である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。）であつて生命保険募集人、損害保険募集人及び少額短期保険募集人がその所属保険会社等のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの
銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、次条又は第二百八十六条の登録を受けて保険募集を行うことができる。

(所属保険会社等の賠償責任)

第二百八十三条 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 所属保険会社等の役員である保険募集人（生命保険会社にあつては、当該役員の使用人である生命保険募集人を含む。）が行う保険募集については、所属保険会社等が当該役員の選任について相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

二 所属保険会社等の使用人である保険募集人（生命保険会社にあつては、当該使用人の使用人である生命保険募集人を含む。）が行う保険募集については、所属保険会社等が当該使用人（生命保険会社の使用人の使用人を除く。）の雇用について相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

- 三 所属保険会社等の委託に基づく特定保険募集人又はその役員若しくは使用人である保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社等が当該特定保険募集人の委託をするについて相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
- 3 第一項の規定は、所属保険会社等から保険募集人に対する求償権の行使を妨げない。
- 4 民法第七百二十四条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）の規定は、第一項の請求権について準用する。

（顧客に対する説明）

第二百九十四条 保険募集人は、保険募集を行うときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 所属保険会社等の商号、名称又は氏名
- 二 自己が所属保険会社等の代理人として保険契約を締結するか、又は保険契約の締結を媒介するかの別
- 三 その他内閣府令で定める事項

（保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為）

第三百条 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為（次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為
- 二 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事項につき虚偽のことを告げ、又は告げないことを勧める行為
- 三 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為
- 四 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為
- 五 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為
- 六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であつて誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為
- 七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剰余金の分配その他将来における金額が不確実な事項として内閣府令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為
- 八 保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約者又は被保険者に当該保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者（第百条の

三（第二百七十二條の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一條において同じ。）に規定する特定関係者及び第九十條に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この條及び第三百一條の二において「保険持株会社等」という。）が、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせる行為

九 前各号に定めるもののほか、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

2 前項第五号の規定は、保険会社等又は外国保険会社等が第四條第二項各号、第八十七條第三項各号又は第二百七十二條の二第二項各号に掲げる書類に基づいて行う場合には、適用しない。

（登録の取消し等）

第三百七條 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六條若しくは第二百八十六條の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 特定保険募集人が第二百七十九條第一項第一号から第三号まで、第四号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第七号、第八号（同項第六号に係る部分を除く。）、第九号（同項第六号に係る部分に限る。）、第十号若しくは第十一号のいずれかに該当することとなつたとき、又は保険仲立人が第二百八十九條第一項第一号から第三号まで、第四号（この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）、第五号、第七号、第八号（同項第六号に係る部分を除く。）、第九号（同項第六号に係る部分を除く。）若しくは第十号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第二百七十六條又は第二百八十六條の登録を受けたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき、その他保険募集に関し著しく不適當な行為をしたと認められるとき。

2・3 （略）

（保険契約の申込みの撤回等）

第三百九條 保険会社等若しくは外国保険会社等に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者（以下この條において「申込者等」という。）は、次に掲げる場合を除き、書面によりその保険契約の申込みの撤回又は解除（以下この條において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。

一 申込者等が、内閣府令で定めるところにより、保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して八日を経過したとき。

二 申込者等が、営業若しくは事業のために、又は営業若しくは事業として締結する保険契約として申込みをしたとき。

三 一般社団法人若しくは一般財団法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの又は国若しくは地方公共団体が保険契約の申込みをしたとき。

- 四 当該保険契約の保険期間が一年以下であるとき。
- 五 当該保険契約が、法令により申込者等が加入を義務付けられているものであるとき。
- 六 申込者等が保険会社等、外国保険会社等、特定保険募集人又は保険仲立人の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをした場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合
- 七 前項第一号の場合において、保険会社等又は外国保険会社等は、同号の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該保険会社等又は外国保険会社等は、当該書面を交付したものとみなす。
- 八 前項前段に規定する方法（内閣府令で定める方法を除く。）により第一項第一号の規定による書面の交付に代えて行われた当該書面に記載すべき事項の提供は、申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該申込者等に到達したものとみなす。
- 九 保険契約の申込みの撤回等は、当該保険契約の申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。
- 十 保険会社等又は外国保険会社等は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する保険料として内閣府令で定める金額については、この限りでない。
- 十一 保険会社等又は外国保険会社等は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。
- 十二 特定保険募集人その他の他の保険募集を行う者は、保険契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。
- 十三 保険仲立人その他の他の保険募集を行う者は、保険会社等又は外国保険会社等に保険契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償その他の金銭を支払った場合において、当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができない。
- 十四 保険契約の申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行った者が、申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由の生じたことを知っているときは、この限りでない。
- 十五 第一項及び第四項から前項までの規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

（検査職員の証票の携帯及び提示等）

- 第三百十一条 第二百二十二条の二第四項、第二百二十九条（第七十九条第二項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。）、第二百二条第六項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。）、第二百二条第七十一条第三項（第二百二十七条（第二百三十五

条第五項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。）、第二百六十五条の四十六、第二百七十一条の九、第二百七十一条の十三（第二百七十二條の三十四第一項において準用する場合を含む。）、第二百七十一条の二十八（第二百七十二條の四十第二項において準用する場合を含む。）、第二百七十二條の二十三（第二百七十九條第二項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。）、第三百五条又は第三百八條の二十一の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する各規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（過料に処すべき行為）

第三百三十三條 保険会社等の發起人、設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、清算人、第四百四十四條第一項（第二百七十二條の三十第二項において準用する場合を含む。）の清算人代理、同法第五百二十七條第一項（第八十四條において準用する場合を含む。）の監督委員、同法第五百三十三條（第八十四條において準用する場合を含む。）の調査委員、民事保全法第五十六條に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役、監査役若しくは清算人の職務を代行する者、第三百二十二條第一項第六号若しくは会社法第九百六十條第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、第三百二十二條第二項第三号若しくは同法第九百六十條第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百二十八條第一項第三号若しくは同法第九百六十七條第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、代表社債権者、決議執行者若しくは支配人、外国保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一條において準用する第四百四十四條第一項に規定する受託会社、保険管理人、保険調査人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本において代表する者、外国保険会社等と第九十條第三項の契約を締結した者、免許特定法人と第二百二十三條第三項の契約を締結した者若しくは少額短期保険業者と第二百七十二條の五第三項の契約を締結した者、機構の役員、保険議決権大量保有者（保険議決権大量保有者が保険議決権大量保有者でなくなった場合における当該保険議決権大量保有者であつた者を含む、保険議決権大量保有者が法人（第二条の二第一項第一号に掲げる法人でない団体を含む。第六十四号及び第七十号を除き、以下この項において同じ。）であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、保険主要株主若しくは少額短期保険主要株主又は少額短期保険主要株主が保険主要株主又は少額短期保険主要株主でなくなった場合における当該保険主要株主又は少額短期保険主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、特定主要株主若しくは特定少額短期主要株主（特定主要株主又は特定少額短期主要株主が保険会社等の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなった場合における当該特定主要株主又は特定少額短期主要株主であつた者を含む、特定主要株主又は特定少額短期主要株主が法人であるときは、その取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、代表者、支配人、業務を執行する社員又は清算人）、

若しくは少額短期保険持株会社（保険持株会社又は少額短期保険持株会社が保険持株会社又は少額短期保険持株会社でなくなった場合における当該保険持株会社又は少額短期保険持株会社であった会社を含む。）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社若しくは特定少額短期持株会社（特定持株会社又は特定少額短期持株会社）の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一、四十四（略）

四十五 第三百三十六條（第二百十條第一項（第二百七十條の四第九項において準用する場合を含む。）、第二百七十條の四第九項及び第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して保険契約の移転の手續をしたとき。

四十六、七十二（略）

七十三 第二百七十二條の三十九第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで、同項各号に掲げる会社以外の会社を子会社としたとき。

七十四 第三百十條第一項の規定により付した条件に違反したとき。

○ 金融機関等の更生手續の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（抄）

（更生計画認可の要件等）

第二百九十條 更生計画案が可決されたときは、裁判所は、更生計画の認可又は不認可の決定をしなければならない。

2 会社更生法第九十九條第二項から第七項までの規定は、相互会社の更生計画の認可又は不認可の決定について準用する。この場合において、同條第二項第五号中「会社と共に第四十五條第一項第七号」とあるのは「相互会社又は株式会社と共に更生特例法第九十七條第一項第七号、第八号又は第十号」と、「前項」とあるのは「更生特例法第二百九十條第一項」と、「会社が」とあるのは「相互会社又は株式会社」と、同項第六号中「第八十七條」とあるのは「更生特例法第二百八十條において準用する第八十七條」と、同條第四項中「前二項又は次條第一項」とあるのは「前二項の規定又は更生特例法第二百九十一條において準用する次條第一項」と、同條第五項中「第一百五條第一項本文」とあるのは「更生特例法第二百三十二條において準用する第一百五條第一項本文」と、同項及び同條第七項中「第四十六條第三項第三号」とあるのは「更生特例法第九十八條第三項第三号」と読み替えるものとする。

（保険契約の移転に関する特例）

第三百六十六条 第三百二条第一項及び第二項の規定は、更生計画において更生会社が第三百五十九条第一号に掲げる行為をすることを定めた場合について準用する。

○ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）（抄）

（更生計画認可の要件等）

第百九十九条（略）

25（略）

6 更生計画の認可又は不認可の決定があつた場合には、その主文、理由の要旨及び更生計画又はその要旨を公告しなければならない。（略）

（吸収分割に関する特例）

第二百二十二条 第百八十二条の規定により更生計画において更生会社が吸収分割（更生会社が吸収分割をする会社となるものに限る。）をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条、第七百八十二条及び第七百八十九条の規定は、更生会社については、適用しない。

2 第百八十二条の規定により更生計画において更生会社が吸収分割（更生会社が吸収分割をする会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社となるものに限る。）をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条、第七百九十四条及び第七百九十九条の規定は、更生会社については、適用しない。

3（略）

（新設分割に関する特例）

第二百二十三条 第百八十二条の二の規定により更生計画において更生会社が新設分割をすることを定めた場合には、会社法第七百四十条、第八百三条及び第八百十条の規定は、更生会社については、適用しない。

2（略）

○ 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）による改正後の保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（登録）

第二百七十二條 内閣総理大臣の登録を受けた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、少額短期保険業を行うことができる。

2 少額短期保険業者は、小規模事業者（その收受する保険料が政令で定める基準を超えないものをいう。第二百七十二条の二十六第一項第三号において同じ。）でなければならない。